

# 令和6年度 北斗市税等納期限一覧表

科目	納期限	令和6年							令和7年				
		4/30 (火)	5/31 (金)	7/1 (月)	7/31 (水)	9/2 (月)	9/30 (月)	10/31 (木)	12/2 (月)	1/6 (月)	1/31 (金)	2/28 (金)	3/31 (月)
市道民税・森林環境税 (普通徴収)	税 務 課 収 納 課			1期		2期		3期		4期			
固定資産税			1期		2期		3期		4期				
軽自動車税 (種別割)			全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	国保医療課			6月分 (1期)	7月分 (2期)	8月分 (3期)	9月分 (4期)	10月分 (5期)	11月分 (6期)	12月分 (7期)	1月分 (8期)	2月分 (9期)	
介護保険料 (普通徴収)	保健福祉課			6月分 (1期)	7月分 (2期)	8月分 (3期)	9月分 (4期)	10月分 (5期)	11月分 (6期)	12月分 (7期)	1月分 (8期)	2月分 (9期)	
保育所利用 負担金	子育て支援課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
放課後児童 クラブ利用料		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
土地貸付料	財 政 課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
建物貸付料		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
水道料金・下水道使用料	上 下 水 道 課	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
下水道受益者負担金				1期		2期		3期		4期			
下水道受益者分担金				1期		2期		3期		4期			
市営住宅使用料	都 市 住 宅 課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
市営住宅 駐車場使用料		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
野崎霊園管理料	環 境 課	全期											
学 校 給 食 費	給食センター	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
奨 学 金	学校教育課	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

## <注意事項>

- 口座振替は、納期限の日に行います。ご利用の方は、前日までに預貯金残高をご確認ください。  
※口座振替領収済確認通知書は令和6年4月振替分より廃止となりました。口座振替結果は預貯金通帳にてご確認ください。  
※水道料金・下水道使用料の口座振替日は検針月の翌月15日となります。詳しくは上下水道課にお問い合わせください。
- 納期限までに納付いただけなかった場合には、延滞金が加算されることがあります。納期内納付にご協力ください。
- 上記のほか、随時の課税等が発生する場合があります。

- ★市税等の納付には安心・安全な口座振替が便利です！
- ★市道民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税については納付書記載のeL-QRを読み取ることでクレジットカード納付やスマートフォンアプリからの納付が可能です。  
(別途手数料がかかる場合があります)
- ★市道民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所利用負担金、児童クラブ利用料、学校給食費、水道料金・下水道使用料についてはコンビニエンスストアで納付できます。(納付書1枚あたりの納付額が30万円以下のものに限りです。)
- ★介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所利用負担金、児童クラブ利用料、学校給食費、水道料金・下水道使用料は納付書記載のバーコードを読み取ることでスマートフォンアプリからの納付が可能です。

北斗市役所 代表電話 73-3111

お問い合わせ内容	内線番号等	窓口	担 当 課
後期高齢者医療保険料の賦課・納入について	内線(122~125)	1階 3番	国保医療課
市道民税・森林環境税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の課税について	内線(132~134)	1階 4番	税 務 課
市税、国民健康保険税、延滞金の納付・納税相談について	内線(142~145)	1階 5番	収 納 課
介護保険料の賦課・納入について	内線(157~159)	1階 6番	保健福祉課
保育所利用負担金、放課後児童クラブ利用料の賦課・納入について	内線(164、165)	1階 7番	子育て支援課
土地貸付料、建物貸付料の賦課・納入について	内線(216~218)	2階 10番	財 政 課
水道料金・下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金の賦課・納入について	内線(244~246)	2階 12番	上下水道課
市営住宅(駐車場)使用料の賦課・納入について	内線(252~254)	2階 13番	都市住宅課
野崎霊園管理料の賦課・納入について	内線(262~265)	2階 14番	環 境 課
学校給食費の賦課・納入について	77-8513	給食センター	第2給食センター
奨学金の償還について	74-2000	かなで〜る	学校教育課